

新涯学区防災（避難）計画

新涯学区自主防災協議会

2017年（平成29年）3月 作成

目次

1	基本的な考え方	1
2	活動方針	2
	(1) 平常時の対応	2
	(2) 災害時の災害種類別の対応	2~3
	(3) 避難行動要支援者（災害時要援護者）等への支援	4
3	地域の特性と予想される災害	4
	(1) 地域の特性	4~5
	(2) 予想される災害	5
4	地域の防災対策（具体的な対策）	5
	(1) 新涯学区の防災体制	5~6
	(2) 活動体制	6~7
	(3) 地域の連絡網	8
	(4) 防災関連施設	9
	(5) 防災資器材等	9
	(6) 地域防災マップ	9
	(7) 自主防災訓練の実施	10
	(8) 資器材, 器具等の点検	10
	(9) 避難行動要支援者（災害時要援護者）への支援体制の整備	10
	(10) 家庭での防災対策（参考）	11
	① 家族の防災会議	11
	② 家族の安全対策	11~12
	③ 家の周囲の安全対策	12
	④ 非常持出品	12
	⑤ 非常備蓄品	13
	⑥ 地震火災を防ぐ	13
	⑦ 地震発生時の行動	14
	⑧ 津波の発生を知った時の行動	15
	⑨ 状況に応じた行動	15
	(11) 情報収集・連絡方法	15~16
	新涯学区自主防災協議会規約	17~18
	新涯学区自主防災協議会役員体制	19

福山市新涯学区防災マップ

津波浸水想定図

洪水浸水想定図

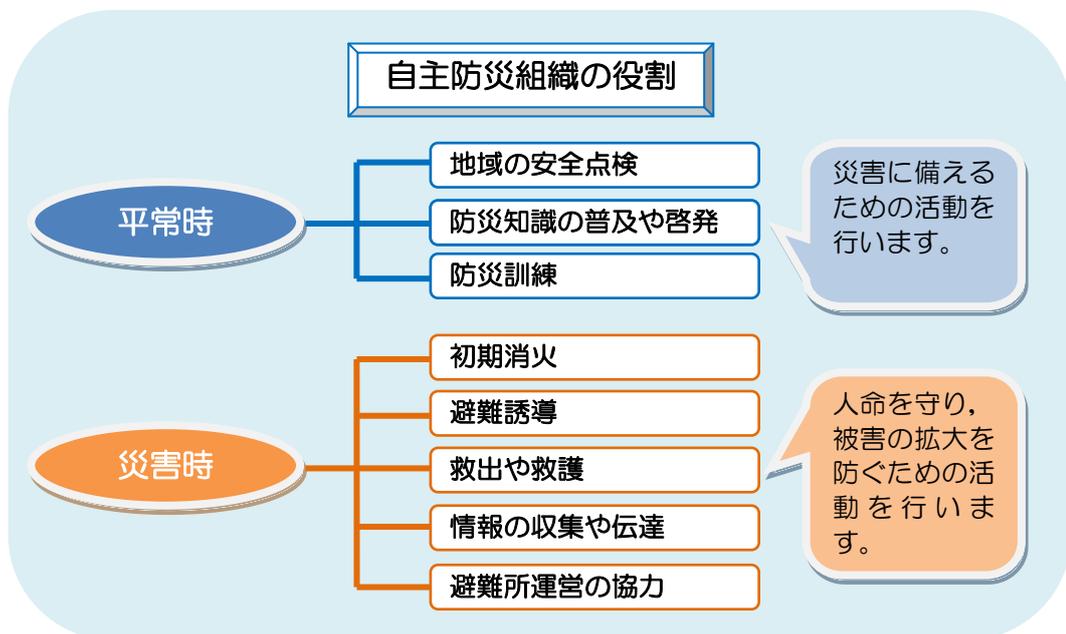
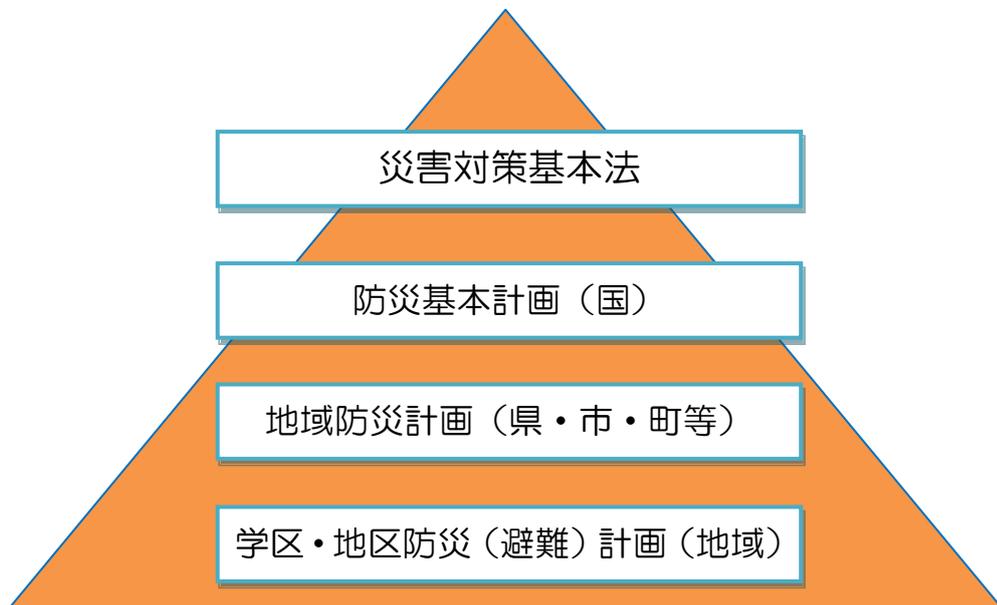
1 基本的な考え方

災害が発生した直後は、情報網や交通網の寸断、家屋の浸水や崩壊、火災の同時多発などにより、消防や警察などの防災機関が十分に対応できない可能性があります。そんなとき、力を発揮するのが「隣近所や地域ぐるみの協力体制」です。

実際に、阪神・淡路大震災のときには、地域住民が自発的に救出・救助活動を行い、多くの人命を救うとともに、その後の復興にも大きな力を発揮しました。

また、阪神・淡路大震災、東日本大震災、広島豪雨災害、熊本地震などのときのように避難所生活が長引く場合にも、地域住民が助け合って、さまざまな困難を乗り越えなければなりません。

私たちの地域では、自分自身はもとより「自分たちの地域は自分たちで守る」という心構えで、地域のみんなで助け合いながら、災害に強いまちづくりを進めます。



2 活動方針

(1) 平常時の対応

いざというときに地域の力が発揮できるよう、自助・近助・共助により地域のみんなで協力して防災活動に取り組みます。

ア 災害の種類ごとの防災・減災知識の普及・啓発

防災対策では、地域住民の一人ひとりが防災・減災に関心を持ち、日常的に準備することが重要です。地域防災リーダーとも連携しながら地域住民への防災知識の普及や啓発活動を行います。

具体的には、定期的な講座や新涯かわら版・回覧などによる啓発活動を行います。

イ 災害の種類ごとの地域の安全点検

防災の基本は、自分たちの住むまちを知ることです。地域の危険な場所や防災上問題のある場所などを確認し、改善のための働きかけなどを行います。

具体的には、町内会ごとにいろいろな角度から危険個所の点検を行い、住民に周知するとともに改善に努めます。

ウ 災害の種類ごとの防災資器材の整備

防災資器材は、災害発生時に活躍します。地域で防災資器材を整備し、日頃の点検や使い方を確認します。

具体的には、防災資器材について、計画的に学区の整備と町内会ごとの整備に努め、点検を行い、いつでも使用ができるようにしていきます。

エ 災害の種類ごとの防災訓練

防災訓練は、いざというとき、慌てず的確に対応するために欠かせない活動です。地域住民に積極的な参加を呼びかけて、訓練を行います。

具体的には、防災訓練を計画的に実施し、いざという時に備えていきます。

(2) 災害時の災害種類別の対応

災害時には、負傷者の発生や火災・家屋の浸水や倒壊・橋梁の崩壊・インフラの寸断・液状化など様々な事態が発生する可能性があります。新涯学区自主防災協議会や各町内会を中心に公共機関とも連携しながら、みんなで力を合わせて活動します。

《1》風水害の対応

ア 情報の収集・伝達

新涯学区自主防災協議会・町内会が中心となって、公共機関などから正しい情報を収集し、地域住民に伝達します。また、地域の被災状況などを取りまとめ、防災機関へ報告します。

イ 救出・救助活動

自分自身がケガをしないよう注意しながら新涯学区自主防災協議会・町内会が中心となって、公共機関などと連携を図りながらみんなで協力して負傷者や家屋の倒壊、浸水にあった人の救出・救助活動を行います。

ウ 避難誘導

新涯学区自主防災協議会・町内会が中心となって、地域住民を安全な避難場所などへ誘導します。

エ 給食・給水活動

新涯学区自主防災協議会・町内会が中心となって、地域で必要な物資を把握し、公共機関とも連携しながら、必要に応じて炊き出しなどの給食・給水活動を行います。

《2》地震・津波の対応

ア 情報の収集・伝達

新涯学区自主防災協議会・町内会が中心となって、公共機関などから正しい情報を収集し、地域住民に伝達します。また、地域の被災状況や火災発生状況などを取りまとめ、防災機関へ報告します。

イ 救出・救助活動

自分自身がケガをしないよう注意しながら新涯学区自主防災協議会・町内会が中心となって、公共機関などと連携を図りながらみんなで協力して負傷者や家屋の下敷きになった人の救出・救助活動を行います。

ウ 初期消火活動

消防車が到着するまでの間、火災の延焼拡大を防ぐために近所の消火活動ができる人や新涯学区自主防災協議会・町内会が中心となって初期消火活動を行います。

エ 医療救護活動

医師の手当てが受けられるまでの間、近所の医療救護活動ができる人や新涯学区自主防災協議会・町内会が中心となって負傷者の応急手当をして、救護所へ搬送します。

オ 避難誘導

新涯学区自主防災協議会・町内会が中心となって、地域住民を安全な避難場所などへ誘導します。

カ 給食・給水活動

新涯学区自主防災協議会・町内会が中心となって、地域で必要な物資を把握し、公共機関とも連携しながら、必要に応じて炊き出しなどの給食・給水活動を行います。

(3) 避難行動要支援者（災害時要援護者）等への支援

災害時に大きな被害を受けやすいのは、高齢者や障がい者、子どもなど、人の助けを必要とする人[避難行動要支援者（災害時要援護者）]です。こうした避難行動要支援者（災害時要援護者）を災害から守るため、新涯学区まちづくり推進委員会・第5区民生児童委員協議会・新涯学区自主防協議会・新涯学区町内会連合会などと連携・協力しながら支援を行っていきます。

ア 避難行動要支援者（災害時要援護者）の身になって、防災環境の点検・改善を行う。

目や耳の不自由な人にも、警報や避難情報がきちんと伝えられるか、避難経路等に障害物や危険な場所はないかなどを点検し、改善に努めます。

イ 避難するときは、しっかり誘導する。

隣近所の助け合いが重要です。一人の避難行動要支援者（災害時要援護者）に複数の避難支援者を決めておきます。

ウ 困ったときこそ温かい気持ちで接する。

非常時こそ、不安な状況に置かれている人にやさしく接する必要があります。

困っている人や避難行動要支援者（災害時要援護者）には、思いやりの心を持って接します。

エ 日頃から積極的にコミュニケーションを図る。

いざというときに円滑に支援ができるよう、日頃から積極的に避難行動要支援者（災害時要援護者）とのコミュニケーションを図ります。

3 地域の特性と予想される災害

(1) 地域の特性

- 福山市が想定している地震（震度、津波などは福山市での想定最大値）
 - ① 中央構造線（石鎚山脈北縁）地震 震度6弱
 - ② 東南海、南海地震 震度6強 津波の最大波 T.P.3.3m
 - ③ 直下地震 震度6強
 - ④ 南海トラフで津波が発生した場合、4時間30分で最大波が福山港に到達すると想定されている。
- 新涯地域は、150年前に干拓によって形成された地域で、一文字堤防を境に、海拔マイナス 0.1m～0.7mにある。
- 海に面した地域で、地盤が低い場所が多く、津波による浸水を受けやすい地域である。
- 一級河川の芦田川の下流の左岸に位置し、豪雨による被害を受けやすい地域にある。
- 学区内の唯一の山である茶山の隣接地では、土砂災害危険地域に指定された場所がある。

- 最近では、急速に宅地化が進み、農地の保水力も少なくなり少しの豪雨で床下浸水の被害を受ける地域もある。
- 時間雨量25mm以上が数時間継続すると排水ポンプの雨水処理能力の限界を超え、新涯地域が水害を受ける危険性は極めて高い。

(2) 予想される災害

- 集中豪雨（ゲリラ豪雨）や台風による被害
 - 水路の氾濫
 - 芦田川堤防の決壊による新涯地域全体で家屋の浸水
 - 茶山の急傾斜地でがけ崩れ
- 地震・津波による被害
 - 家屋などの浸水・倒壊や火災
 - 茶山の急傾斜地域でがけ崩れ
 - 一文字堤防の決壊による家屋の浸水
 - 道路の寸断
 - 津波による家屋などの浸水・地震による土地の液状化
 - ライフラインの被災（停電、断水、ガスの寸断、電話などの不通）
- 暴風（竜巻など）による被害
 - 家屋や電柱の倒壊

4 地域の防災対策（具体的な対策）

(1) 新涯学区の防災体制

[避難場所]・・・切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所。

[避難所]・・・災害により住宅を失った場合等において、一定の期間避難生活をする場所。

避難場所・避難所	施設名	災害の種類	電話番号
避難場所 (市指定)	新涯小学校	土砂・津波（南棟東側）・地震（グラウンド）	954-2824
	誠之中学校	土砂・津波（北棟, 南棟）・地震(グラウンド)	953-0939
	新涯公民館	土砂	953-5634
	ローズ&ピア 立体駐車場	津波（立体駐車場）	957-2525
	ガイア新涯店 立体駐車場	津波（立体駐車場）	920-2988
	卸センター会館	津波（屋上）	920-3500

避難場所 (学区指定)	アード・アードカブー	洪水・津波・地震	982-8800
避難所	新涯小学校	安全性が確認できた施設 を避難所として開設	954-2824
	誠之中学校		953-0939
	新涯公民館		953-5634
緊急時の連絡先	防災行政無線テレホンサービス		973-9740
	市役所		928-2111 夜間 921-2130
	水上消防署		954-0821
	福山市南消防署		928-1201
	曙交番派出所		953-6424
	福山市上下水道局		928-1500
	中国電力株式会社		0120-511-605
	福山ガス		931-3111
株式会社NTT西日本		0120-019000	

※地震災害（津波のない場合）時には第一次避難場所として各町内会が定めた公園等に避難する。

(2) 活動体制

《風水害の活動体制》

班名	担当者 (団体名)	平常時の役割	災害時の役割
総務班 (本部)	自主防災協議会会長・副会長・事務局長，町内会連合会会長・副会長・各町内会長，小学校校長，消防団川口分団第3班部長	全体調整 関係機関との事前調整	①全体調整 ②関係機関との調整 ③被害・避難状況の全体把握 ④市からの情報伝達
情報班	各町内会副会長・総務部長・会計部長・各組長，みぎわ会会長・みぎわ会役員，小学校教頭・主幹	啓発・広報	①公共機関等からの情報収集・伝達を各町内会へ行う ②新涯学区自主防災協議会の情報の伝達
救出・救護班	防犯組合長・各町内会の防犯部長，体育会会長・各町内会体育部の部長，防火協会新涯支部，消防団川口分団第三班後援会	資器材・器具の整備・点検	負傷者の救出・応急手当・救護所への搬送
避難誘導班	交通安全自治会会長・各町内会の交通安全部長，小学校PTA会長・PTA役員，子ども会会長・各町内会の子ども会会長	避難経路の点検	住民の避難誘導

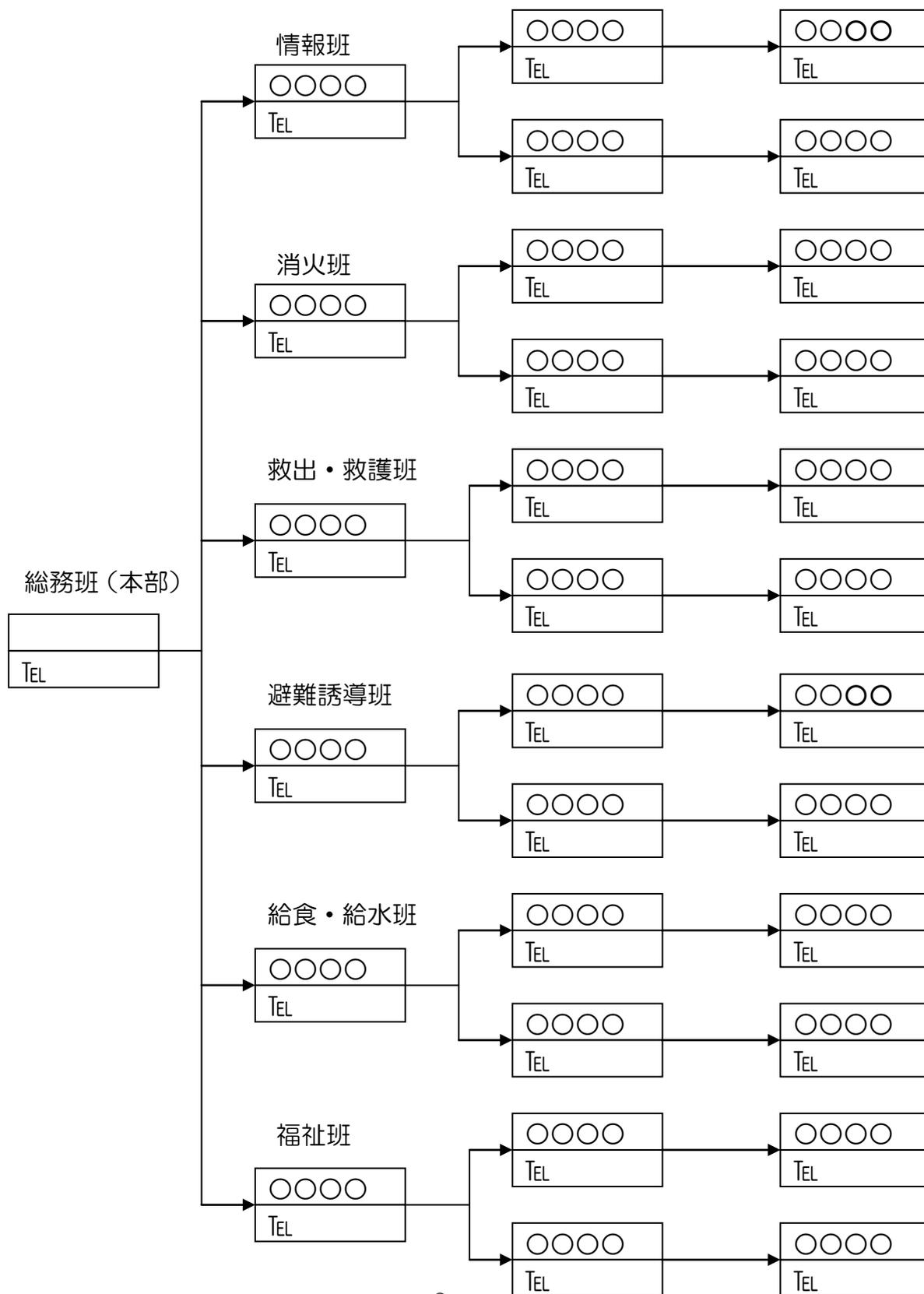
給食・給水班	公衆衛生推進協議会会長・各町内会の衛生部長，女性会会長・各町内会の女性部長，生活学校委員長・生活学校役員	器具の整備・点検	炊き出し等の給食・給水活動
福祉班	福祉を高める会会長・ボランティアの会代表・各町内会の福祉部長，第五区民生児童委員協議会代表・民生委員，各町内会の組長	避難行動要支援者（災害時要援護者）の支援体制の整備及び名簿の管理	避難行動要支援者（災害時要援護者）への支援

《地震・津波の活動体制》

班名	担当者 (団体名)	平常時の役割	災害時の役割
総務班 (本部)	自主防災協議会会長・副会長・事務局長，町内会連合会会長・副会長・各町内会長，小学校校長，消防団川口分団第3班部長	全体調整 関係機関との事前調整	①全体調整 ②関係機関との調整 ③被害・避難状況の全体把握 ④市からの情報伝達
情報班	各町内会副会長・総務部長・会計部長，みぎわ会会長・みぎわ会役員，小学校教頭・主幹	啓発・広報	①公共機関等からの情報収集・伝達を各町内会へ行う ②新涯学区自主防災協議会の情報の伝達
消火班	消防団川口分団第3班，各町内会の組長・防犯・防火部長・防犯部長・体育部の役員，防火協会新涯支部，消防団川口分団第三班後援会	器具の整備・点検	消火器・バケツリレーなどによる初期消火
救出・救護班	防犯組長・各町内会の防犯部長，体育会会長・各町内会体育部の部長	資器材・器具の整備・点検	負傷者の救出・応急手当・救護所への搬送
避難誘導班	交通安全自治会会長・各町内会の交通部長，小学校PTA会長・PTA役員，子ども会会長・各町内会の子ども会会長	避難経路の点検	住民の避難誘導
給食・給水班	公衆衛生推進協議会会長・各町内会の衛生部長，女性会会長・各町内会女性部長，生活学校・生活学校役員	器具の整備・点検	炊き出し等の給食・給水活動
福祉班	福祉を高める会会長・ボランティアの会代表・各町内会福祉部長，第五区民生児童委員協議会代表・各民生委員	避難行動要支援者（災害時要援護者）の支援体制の整備及び名簿の管理	避難行動要支援者（災害時要援護者）への支援

(3) 地域の連絡網（各町内会のモデル案）

町内会ごとに決めて、周知する。（年度による変更も同様にする。）



(4) 防災関連施設

救急病院指定医療機関（抜粋）

名称	住所	連絡先
福山市民病院	蔵王町五丁目23-1	941-5151
福山医療センター	沖野上町四丁目14-17	922-0001
島谷病院	新涯町二丁目5-8	953-5511
楠本病院	曙町三丁目19-18	954-3030

(5) 防災資器材等

新涯学区が保有する防災資器材（2017年3月末現在）

名称	物資名	数量	備考
防災倉庫 （新涯公民館南の第6公園内） 住所 新涯町3-17-41	ヘルメット	5	
	ハンドマイク	1	
	折りたたみ式リヤカー	2	
	投光器	5	
	発電器	2	
	タンカ	1	
	電動カッター	1	
	土のう袋	20袋	
	つるはし	1	
	ジョレン	3	
	スコップ	3	
	ハンマー	3	
	乾パン	320個	
	ハンドメガホン	5	
	一輪車	2	
	シャベル	6	
	アルミ温熱シート	約250	
	チェーンソー	1	
工具箱	1		
バール	3		

(6) 新涯学区防災マップ

別図のとおり

(7) 自主防災訓練の実施

災害発生時、地域住民が「新涯学区・地区防災（避難）計画」に沿って適切な行動ができるよう、市や消防局等とも連携しながら、次の訓練を中心とした自主防災訓練を毎年度実施します。

- ア 避難訓練[避難行動要支援者（災害時要援護者）の支援を含む]
- イ 情報収集・伝達訓練
- ウ 応急訓練（消火訓練，炊出し訓練など）
- エ 給食・給水訓練
- オ 啓発活動

訓練の実施後は、訓練結果を検証し、次回訓練に反映するなど、定期的に活動内容を見直し、必要に応じて「新涯学区・地区防災（避難）計画」の見直しを行います。

(8) 資器材，器具等の点検

活動体制の各班を中心に、資器材，器具等の点検を定期的実施します。

班名	担当者 (団体名等)	内容	時期
消火班	各町内会の防犯部長・部員，体育部長・部員，組長・班長，消防団川口分団第三班団員	消火用器具の点検（整備）	自主防災訓練前
救出・救護班	各町内会の防犯部長・部員，体育部長・部員，みぎわ会役員	防災資器材・救出用器具の点検（整備）	自主防災訓練前
避難誘導班	各町内会の子ども会会長・会員，交通安全部長・部員，老人部長・部員，小学校PTA役員，ボランティアの会役員	避難経路の点検（整備）	毎年度
給食・給水班	各町内会の衛生部長・部員，福祉部長・部員，女性部長・部員，生活学校役員	給食・給水器具の点検（整備）	自主防災訓練前

(9) 避難行動要支援者（災害時要援護者）への支援体制の整備

活動体制の福祉班を中心に、避難行動要支援者（災害時要援護者）の支援体制を整備します。

班名	担当者 (団体名等)	内容	時期(目標)
福祉班	民生児童委員協議会，各町内会長，各組長	支援体制・方法の検討・整理	毎年度
		対象者の把握（市から提供）	毎年度
		個別計画の作成完了	
		定期的な個別計画の見直し	毎年度

(10) 家庭での防災対策（参考）

地震は、現在の科学では予期することができず、いつ発生するか分かりません。また、風水害などの自然災害が発生しても、被害を最小限に食い止められるよう、日頃から事前に安全対策や避難対策をしておこう。

①家族の防災会議

月に1回程度家族そろって防災会議を開き、実際に地震や風水害が発生した時を想定して、災害から身を守る方法を話し合っておく。非常持出品や防災用具の定期点検もしておく。

ア 家族一人ひとり、昼や夜の災害発生時間帯を想定して防災対策や災害発生時の役割分担を決めておく。

イ 日頃から屋内外の危険個所の点検及び修理や補強をしておく。

ウ 非常持出品の必要品目および保存状態や賞味期限の点検。

エ 消火器や救急箱の置き場の確認。防災用具の確認。また使い方や応急手当の準備。

オ 家族が離ればなれになった時の連絡方法の確認。

i 通信機器が使えない時に備えて、家庭で集合する場所や連絡方法などを決めておく。

ii 災害伝言ダイヤル「171」や携帯電話の「災害用伝言版」など使い方の確認。

iii 災害地以外の住む親戚や友人を中継地点として連絡を取るのも有効手段。

カ 連絡方法および情報収集は、16、17ページを参照。

キ 地域の避難場所や避難経路の確認。避難経路は下見で複数決めておけば安心。

ク 地域の避難場所は、防災マップを参照。

ケ 耐震診断を受ける（耐震相談） 問合せ先 福山市建築指導課

②家の安全対策

(TEL 928-1168)

ア 家の中に逃げ場となる家具のない安全なスペースを作る。無理な場合は、少しでも安全なスペースができるように配置換えなどを行う。

イ 寝室、子ども、高齢者、病人のいる部屋には可能な限り家具を置かないようにする。

ウ 安全に避難できる通路を確保するため、出入り口や通路に物を置かない。

エ 重い家具や背の高い家具は、L字金具や支え棒などの固定器具で固定したり「耐震粘着マット」などを利用する。

オ タンス、本棚はL字金具や支え棒などで固定。二段重ねの場合はつなぎ目も金具でしっかり連結しておく。

カ 食器棚は扉が開かないように留め金を付ける。棚板には滑り止めのシートやふきんを敷く。ガラスには飛散防止フィルムを貼る。

- キ テレビはできるだけ低い位置に置き，柱などに金具でしっかりと固定する。
- ク 照明器具は鎖と金具で数か所止めて補強。蛍光管は両端を耐熱テープで止める。

③家の周囲の安全対策

- ア 瓦のひび割れ，ずれ，はがれやトタンのめくれ，はがれは補修。アンテナはしっかり固定する。
- イ ベランダからの避難を想定し，常に整理整頓しておく。また植木鉢や物干し竿などは，落下の危険のある場所に置かない。
- ウ 窓ガラスには飛散防止フィルムを貼る。
- エ プロパンガスのボンベは鎖でしっかり固定する。

④非常持出品（すぐ持ち出すもの）

避難するときに持って出るものなので，最低限の品をかさばらないようコンパクトにまとめ，すぐ取り出せる場所に保管することも大切。

- ア 懐中電灯：できれば1人に一つ用意。予備の電池と電球も用意。
- イ 携帯ラジオ：小型で軽く，AM・FMが聞けるもの。予備の電池も用意。
- ウ 貴重品：現金（10円硬貨は公衆電話などに便利），預貯金通帳，印鑑，健康保険証，マイナンバーカードや住民票のコピー
- エ 救急医薬品：傷薬，ばんそうこう，解熱剤，かぜ薬，胃腸薬，目薬など。常備薬（医者処方箋など）があれば忘れずに。
- オ 口腔ケア品：歯磨き一式，洗口液など。
- カ 非常食・水：乾パン，缶詰やレトルト食品など，火を通さなくても食べられるもの。水はペットボトル入りが便利。
- キ その他：ヘルメット，防災ずきん，上着，下着，石鹸，タオル，手袋，紙の食器，ライター，缶切り，栓抜き，ビニール袋，ティッシュ，生理用品，紙おむつなど。
- ク こんな用意もしておく
 - i 乳幼児がいる家庭
 - * 粉ミルク，ほ乳ビン，離乳食，スプーン，おむつ，清浄綿，おんぶ紐，バスタオル又はベビー毛布，ガーゼなど。
 - ii 妊婦がいる家庭
 - * 脱脂綿，さらし，T字体，清浄綿及び新生児用品，ビニール，風呂敷，母子手帳など。
 - iii 要介護者がいる家庭
 - * それぞれ特性に応じた必要な装具，かかりつけ医療機関のメモ，常備薬，障がい者手帳など。

⑤非常備蓄品（もしもに備えて家に備蓄しておくもの）

大災害が発生した場合、水道やガスが使えなくなったり、道路の破損などにより防災機関の救援活動がすぐにできない可能性があります。

避難所などでは配給食が多くなり、食欲の減退や体調を崩すおそれがあります。

また、高齢者、子どもやアレルギー体質の方などは配給食を食べるのが難しい場合があります。食事は私たちの元気の源です。非常時だからこそおいしい食事を用意しましょう。

- ア 用意する量：少なくとも、災害後大人1人当たり3日分（9食）
- イ 飲料水：大人1人あたり、1日3ℓを目安に準備。ペットボトルのほかポリ容器に水をためておくと便利です。
- ウ 食品：缶詰やレトルト食品などそのまま食べられるものや、ドライフーズ食品など簡単な調理で食べられるものを準備。
- エ 燃料：卓上コンロや固形燃料。予備のガスボンベなど。
- オ その他：毛布、寝袋、ラップ、食器類、使い捨てカイロ、ロープ、バール、スコップ、その他の工具、マスク、トイレットペーパー、簡易トイレ、予備のメガネやドライシャンプーなど。
- カ 備蓄の準備をする日：食品の入れ替えを思い出しやすい誕生日や記念日にするとよい。
- キ 選ぶものは：自分や家族の好みを優先に。飲料も忘れずに。
- ク 置く場所：家族みんなが集まる場所や玄関などに置く。
- ケ 中身の入れ替えは：1年、半年、3か月など備蓄サイクルを決め、同じ賞味期限のものを集めるようにすると便利。

⑥地震火災を防ぐ

ア 地震の時は、自分の身を守ることが第一。まずは机の下などに隠れ、揺れが収まったら、速やかに火を消す。

イ 避難するときには、必ず電気のブレーカーを切ること。大地震による停電が復旧した後、家屋内の断線箇所や使用中だった電気器具に電気が通じたことによる「通電火災」が発生することがあるため、電気の引き込み直後にある主ブレーカー又はすべてのブレーカーを切る。（配電盤・分電盤を含む。）

ウ 初期消火の三原則

初期消火が可能なのは、一般的に天井に火が回るまで。火が天井に届いてしまったら消火はプロにまかせ速やかに避難する。

i 通報：大きな声で「火事だ」と叫び、隣近所に知らせる。声が出せない場合は、非常ベルや音の出るものを叩いて知らせる。

ii 初期消火：火が横へと広がっているうちは消火可能。

備え付けの消火器のほか、水や座布団など身近なものを活用して消火。

iii 避難：危険を感じたら、迷わず避難する。避難するときは、燃えている部屋の窓ガラスやドアを閉めて空気を遮断する。

⑦地震発生時の行動　すべて「自分の身は自分で守る」が原則

ア　大きな揺れが来る数秒から数十秒前に、テレビ、ラジオ、携帯電話などで緊急地震速報が発表される。速報を聞いたら、丈夫な机の下に隠れるなどして、**まず頭を保護し**、大きな揺れに備える。

揺れは地震発生から1～2分、最長約4分程度。

イ　強い揺れが収まったらガス器具の火を消し、電気器具のコンセントを抜き、主ブレーカーを切り、ガスの元栓を閉める。

ウ　部屋の中を移動する場合は、割れたガラスでケガをしないよう、スリッパか靴を履き足元に注意する。

エ　避難に関する情報を知った場合は、情報に従って慌てないで避難行動を開始する。また、情報が得られない場合でも、激しい揺れが続いた場合は、避難行動を開始する。

オ　防災体制の基本及び避難に関する情報を事前に知っておく。

i　避難準備・高齢者等避難開始

災害による人的被害の発生する可能性が高まってきている状態です。

避難行動要支援者（高齢者、障がい者、子ども）など避難に時間がかかる方は、避難行動を開始してください。その他の方は、いつでも避難できるように非常用持ち出し品の用意をするなど避難の準備を開始してください。

ii　避難勧告（これが出たら、避難開始）

災害による人的被害の発生する可能性が非常に高まった状態です。

速やかに避難場所などの安全な場所へ避難を開始してください。

iii　避難指示（緊急）

災害による人的被害の発生する可能性が極めて高い、または既に発生した状態です。

直ちに安全な場所への避難を完了してください。大雨で屋外への避難が危険な場合は建物の2階以上の安全な場所にとどまる（垂直避難）など、生命・身体を守るためにできる最大限の行動をとってください。

カ　最初の揺れが最大の揺れとは限らず、2回目以降に最大の揺れが来る場合がある。

⑧津波の発生を知った時の行動

津波からの避難行動の基本は、

『より早く・より遠くへ・できるだけ高い所へ』。

避難勧告及び避難指示が発令された場合や、危険な状況になると自ら判断した場合は、直ちに自主的に避難する。

- ① 津波の最大波は、第一波とは限らない。また堤防などが損壊した場合や川の近くでは、浸水が早まる恐れがあるので、地震発生後速やかに避難を開始する。
- ② 災害時要援護者や避難が遅れた人は、一時避難場所として、しっかりした建物の3階以上へ避難する。
- ③ 避難のポイント
 - i 揺れが小さくても津波は起こることがあるので、地震の揺れの程度で自己判断せず、避難対象地域では、小さい揺れであってもまずは避難する。
 - ii 防災行政無線やテレビ・ラジオで正しい情報の入手。
 - iii 液状化現象により道路が崩壊する恐れがあるため、原則として車で避難はしない。避難は徒歩が原則。割れたガラスでケガをしないように靴を履き足元に注意。

⑨状況に応じた行動（こんな時このような行動）

ア 屋外にいるときは電柱、自動販売機やブロック塀などから離れる。また、垂れ下がった電線及び高層ビルなどからの落下物に注意する。

（電線は電気が通っている場合もある。また試験的に電気を通す場合もあるため、絶対に近づかない、さわらないこと。）

イ 車などを運転しているときは徐々に速度を落とし、道路の左端に停車する。

ウ 海岸付近で揺れを感じたら、直ちに高台に避難する。

（1 1）情報収集、連絡方法

- * テレビやラジオなどを利用して情報収集を行う。

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告や避難指示（緊急）などの発令や伝達
◎ 福山市防災行政無線（サイレン、音声伝達）
◎ 福山市広報車や消防車両などによる広報
◎ 福山市メール配信サービスによる緊急メール配信
◎ 携帯電話事業などによるエリアメール
◎ エフエムふくやまのラジオ放送
情報の入手先
◎ 広島県防災 Web（ホームページ） http://www.bousai.pref.hiroshima.jp/hadis/

- ◎気象庁ホームページ <http://www.jma.go.jp/jma/index.html>
- ◎福山市防災行政無線テレホンサービス・・・973-9740
市内沿岸部に整備している防災行政無線の放送を聞くことができる。

災害伝言ダイヤル「171」の使い方

(一般加入電話, 公衆電話, 携帯電話, PHS 可)

171 かけると案内が流れる

◎ 伝言を録音する時

171 → 1 → (△△△) △△△-△△△

◎ 171 → 2 → (△△△) △△△-△△△

被災者の方は, 自宅の電話番号

被災地以外の方は, 被災地の番号

携帯電話の「災害用伝言版」の使い方

震度6以上の地震など大きな災害が発生した時, 携帯電話上に設けられる。

伝言の録音	伝言の確認
①トップ画面の「災害用伝言版」を選択	①トップ画面の「災害用伝言版」を選択
②「災害用伝言版」の画面で「登録」を選択	②「災害用伝言版」の画面で「確認」を選択
③伝えたい項目を選択(書き込みも可能)	③相手の携帯番号を入れる
④その画面で「登録」を選択	④その画面で「検索」を選択
⑤伝言の登録完了	⑤伝言の検索結果が表示される。

(参考) 福山市メール配信サービスの登録方法

①次の登録用アドレスへアクセス

<https://service.sugumail.com/fukuyama-city> 表示に従って進める。

②返信された「登録案内メール」→登録画面へ, 利用規約を確認のうえ, 「メール配信に同意する」を押す。(携帯電話に迷惑メールを設定の場合などは, 設定変更が必要な場合あり)

③配信を希望する情報カテゴリ(防災情報, 安心・安全情報, イベント情報など等)を選択登録。

④「本登録完了のお知らせメール」が届いたら登録完了です。

その他の連絡方法 SNSや掲示板(ネットも含む)などの利用

新涯学区自主防災協議会規約

(名称)

第1条 この会の名称は、新涯学区自主防災協議会といたします。

(目的)

第2条 この会の目的は、新涯学区内（以下、「学区内」という。）において、風水害、地震等、災害救助法に基づく救助を必要とする災害規模を超える災害（以下、「大災害」という。）が発生した場合、また大災害の発生が予見される場合に、福山市及び福山地区消防組合、並びに福山市消防団と緊密な連絡のもとに、学区内住民による自主的な学区内地域防災活動を推進し、大災害発生時に際しては緊急時に必要な初期措置を講じる等、学区内地域の諸事情に照らし、大災害の防止と軽減に努めると共に、防災に関する住民の意識高揚に努め、学区内住民の互助活動組織としての役割に寄与することを目的とします。

(組合・連携団体)

第3条 この会は、学区内に住所を有する住民（各単位町内会の会員）及び学区内の民主団体を基軸として組織し、関係諸機関の協力連携参加をもって構成します。

(事業)

第4条 この会の目的を達成するため、次の事業を実施します。

- (1) 関係機関との連絡調整
- (2) 大災害発生時における情報の収集・伝達、救出救護活動、避難場所選定（公的避難場所・その他）避難・誘導作業、避難住民の生活に必要なこと・その他応急措置に関すること。
- (3) 防災に関する学区内への普及活動。
- (4) 防災訓練の実施。
- (5) 防災資器材・各種必要物資の備蓄に関すること。
- (6) その他、目的達成のため必要な事業

(役員)

第5条 この会の役員は、次のとおりとします。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) 会計監査 2名
- (5) 連携団体長

2 この会の役員の任期は、2年とし、再選を妨げません。補欠選出役員は、前任者の残任期間とします。

3 この会に、相談役を次のとおり置きます。

- (1) 相談役 若干名（総会において、推戴する。）

(役員の仕事)

第6条 この会の役員の仕事は、次のとおりとします。

- (1) 会長は、会を代表し、会務を統括し、管理、執行します。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行します。
- (3) 会計は、その会の会計を担当します。
- (4) 会計監査は、会計を監査します。
- (5) 連携団体長は、組織の基軸として、その会の活動に参画します。
- (6) 相談役は、会長からの相談に応じ、会議に出席して意見を述べるすることができます。

(会議)

第7条 この会の会議は、総会、正副会長及び連携団体長会議及び災害発生緊急会議とし、会長が召集し、議長となります。

2 会議の議事は出席者の過半数をもって決定します。可否同数の時は議長がこれを決定します。

第8条 総会は、定例総会及び臨時総会とし、定例総会は年1回、臨時総会は会長が必要と認められた時開催します。

2 総会の審議事項は、次のとおりとします。

- (1) 規約の制定及び改廃について。
- (2) 事業計画及び事業報告について。
- (3) 予算及び決算について。
- (4) 会計及び会計監査の選出について。
- (5) その他会長が必要と認められたこと。

第9条 正副会長会は、会長が必要に応じて召集し、必要事項を協議します。

第10条 連携団体長会議は、会長が必要に応じて召集し、必要事項を協議します。召集する役員は、第5条に定める役員とします。

第11条 災害発生緊急会議は、会長が大災害発生（発生が予見される場合を含む）のため必要と認められたときに、第5条に定める役員を召集し、前各条に定める会議規定に拘束されず、出席役員によって必要事項を協議し、迅速かつ臨機応変に対応、処理することができます。各役員は、災害発生緊急会議の開催が必要と認められた際は、会長に召集を要請することができるものとします。

第12条 会長が必要と認められたときは、防災に関する学識者をオブザーバーとして、各会議へ出席を要請することができます。

(会計)

第13条 この会の経費は、町内会負担金、補助金、寄付金その他の収入をもって当てます。

(会計年度)

第14条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

(事務局)

第15条 この会の事務を処理するため、事務局を設け、新涯公民館内に置きます。

2 事務局に事務局長1名、事務局員若干名を置き、会長が委嘱します。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、必要なことについては、正副会長会の承認を得て、会長が定めます。

付則

1 この規約は、2000年（平成12年）11月22日から実施します。

付則

1 この規約は、2002年（平成14年）5月22日から実施します。

付則

1 この規約は、2009年（平成21年）5月20日から実施します。

新涯学区自主防災協議会役員体制

役 員	所 属	
相 談 役	元自主防災協議会会長	
会 長	自主防災協議会会長	
副 会 長	町内会連合会会長	体育会会長
	東上町内会会長	子ども会育成連絡協議会会長
	宮前町内会会長	老人クラブ連合会会長
	中町内会会長	新涯小学校校長
	沖町内会会長	新涯小学校 PTA 会長
	中上町内会会長	生活学校委員長
	三丁目上町内会会長	公衆衛生推進協議会会長
	五丁目町内会会長	交通安全自治会会長
	誠之町内会会長	防犯組合組合長
	西新涯一丁目町内会会長	ボランティアの会代表
	町内会連合会顧問	消防団川口分団分団長
	町内会連合会参与	消防団川口分団副分団長
	第五区民生児童委員協議会代表	消防団川口分団第三班後援会会長
	女性会会長	在住行政職員の間（みぎわ会）
会 計	消防団川口分団第三班部長	
会計監査	福祉を高める会会長	
	防火協会新涯支部長	
事務局長	新涯公民館館長	
事務局	新涯公民館主事	
	新涯公民館主事	